

宮津市公報

令和元年9月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

- 13 宮津市議会定例会の招集 1

公 告

- 15 宮津市職員採用試験【後期試験】実施要項 1
16 令和元年度宮津市職員採用試験【前期試験】第1次試験の合格者 7
17 公示送達 7
18 農用地利用集積計画の縦覧 7
19 令和元年度宮津市職員採用試験【前期試験】の合格者 8

教 育 委 員 会

《告 示》

- 4 宮津市教育委員会定例会の招集 8

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 23 有権者総数の50分の1の数 8
24 有権者総数の3分の1の数 8
25 有権者総数の6分の1の数 8
26 令和元年12月1日現在の選挙人名簿の登録を行う日の変更 9
27 京都海区漁業調整委員会委員選挙における関係告示の廃止 9

農 業 委 員 会

《告 示》

- 4 宮津市農業委員会総会の招集 9

告 示

宮津市告示第13号

令和元年第3回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月21日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 期 日 令和元年8月28日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

公 告

宮津市公告第15号

宮津市職員採用試験【後期試験】実施要項

令和元年度宮津市職員採用試験【後期試験】を次のとおり実施します。

令和元年8月5日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

(1) 一般試験

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和2年3月末日までに卒業見込みの方
一般事務職 （身体障害者対象）	平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和2年3月末日までに卒業見込みの方で、身体障害者手帳の交付を受けている方
建築技術職	平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（建築）課程を修得し卒業した方又は令和2年3月末日までに卒業見込みの方
土木技術職	平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は令和2年3月末日までに卒業見込みの方
保 健 師	平成3年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（令和2年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）
社会福祉士	平成3年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士資格を有する方（令和2年3月末日までに同資格の取得見込みの方を含む。）
管理栄養士	平成3年4月2日以降に生まれた方で、管理栄養士資格を有する方（令和2年3月末日までに同資格の取得見込みの方を含む。）
学 芸 員 （文化財専門職） 注1）	次のいずれにも該当する方 ① 平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（大学院を含む。）において専門（考古学又は歴史学等）課程を修得し卒業した方又は令和2年3月末日までに卒業見込みの方 ② 学芸員の資格を有する方（令和2年3月末日までに同資格の取得見込みの方を含む。）

(2) 社会人試験

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	次のいずれにも該当する方 ① 昭和59年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方 ② 民間企業等で職務経験(※)が5年以上ある方（令和元年8月1日時点） 【次のいずれかの職務経験等を有する方を特に求めています】 ・ 移住・定住支援業務の経験者 ・ 地域経済の活性化や経営支援、経営合理化、金融業務等の経験者 ・ 広報活動、情報発信業務の経験者 など
一般事務職 (身体障害者対象)	次のいずれにも該当する方 ① 昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方 ② 民間企業等で職務経験(※)が5年以上ある方（令和元年8月1日時点） ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方
建築技術職	次のいずれにも該当する方 ① 昭和49年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、1級又は2級建築士のいずれかの資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験(※)（建築関係業務に限る。）が5年以上ある方（令和元年8月1日時点）
土木技術職	次のいずれにも該当する方 ① 昭和49年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門又はこれに準ずる部門）のいずれかの資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験(※)（土木関係の設計業務、施工管理等の業務に限る。）が5年以上ある方（令和元年8月1日時点）
保健師	次のいずれにも該当する方 ① 昭和49年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、保健師免許を有する方 ② 民間企業等で職務経験(※)（保健師業務に限る。）が3年以上ある方（令和元年8月1日時点）
社会福祉士	次のいずれにも該当する方 ① 昭和49年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、社会福祉士資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験(※)（社会福祉士業務に限る。）が5年以上ある方（令和元年8月1日時点）
管理栄養士	次のいずれにも該当する方 ① 昭和59年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、管理栄養士資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験(※)（管理栄養士業務に限る。）が5年以上ある方（令和元年8月1日時点）
学芸員 (文化財専門職) 注1)	次のいずれにも該当する方 ① 昭和59年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、学芸員資格を有する方 ② 博物館（類似施設含む。）や歴史・文化財系の調査研究機関（大学等を含む。）での職務経験(※)又は調査研究に従事した期間（発掘調査、文化財業務、博物館等における活動等の業務に限る。）の通算が5年以上ある方（令和元年8月1日時点）

※ 社会人試験における「民間企業等での職務経験期間」には、民間企業、各種法人、団体、

官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。

※ 「保健師」、「社会福祉士」、「管理栄養士」及び「学芸員」において、免許等を取得見込みで受験した方が、令和2年3月末日までに免許等を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

注1) 学芸員（文化財専門職）の業務は、埋蔵文化財の発掘調査を主として、市内の文化財の保全活用に係る業務等各種行政分野の事務等を予定しています。

(3) 採用予定者数（(1)一般試験と(2)社会人試験の合計人数）

試験区分	採用予定者数	試験区分	採用予定者数
一般事務職	若干名	保健師	若干名
一般事務職 (身体障害者対象)	若干名	社会福祉士	若干名
建築技術職	若干名	管理栄養士	若干名
土木技術職	若干名	学芸員 (文化財専門職)	若干名

2 試験の日時及び場所

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	令和元年9月22日（日） 午前8時30分（午前8時20分集合）	第1次試験合格者に文書で通知します。
場 所	宮津市福祉・教育総合プラザ (宮津シーサイドマートミッブル内)	宮津市役所

※ 一般事務職（身体障害者対象）の試験については、受験上必要となる配慮の状況により、試験日時等を変更する場合があります。

3 試験方法及び内容

(1) 一般試験

第1次試験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	一般教養試験・作文・適性検査
一般事務職 (身体障害者対象)	一般教養試験・作文・適性検査
建築技術職	一般教養試験・専門試験（建築）・適性検査
土木技術職	一般教養試験・専門試験（土木）・適性検査
保健師	一般教養試験・専門試験（保健師）・適性検査
社会福祉士	一般教養試験・作文・適性検査
管理栄養士	一般教養試験・作文・適性検査
学芸員 (文化財専門職)	一般教養試験・作文・適性検査

②試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	多枝選択式筆記試験・出題数30題 試験時間2時間（高校卒、保健師は1時間30分）

建築 (大学、短大、高専)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画 (都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
建築 (高校卒)	数学・物理、情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工
土木 (大学、短大、高専)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画 (都市計画を含む。)、材料・施工
土木 (高校卒)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学 (構造力学、水理学、土質力学)、 土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
事務適性検査	筆記試験 試験時間10分
作文	筆記試験 試験時間50分

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査 (健康診断書は、令和元年8月5日以後に診断されたものに限る。)

②個別面接

③実技試験 (学芸員のみ)

(2) 社会人試験

第1次試験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	基礎教養試験・適応性試験・作文
一般事務職 (身体障害者対象)	
建築技術職	
土木技術職	
保健師	
社会福祉士	
管理栄養士	
学芸員 (文化財専門職)	

②試験方法・内容

基礎教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数75題・試験時間1時間30分 (出題分野) 社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考を問う分野の3分野から出題 (備考) 受験者が仕事をしながら受験することを考慮した、受験のための特別な準備が必要のない内容
適応性検査	筆記試験 試験時間20分

作 文	<p>作文については、下記の記入要領に基づき、試験日当日に持参し、提出してください。</p> <p>【作文の記入要領】</p> <p>課題：「自らの職務経験を宮津市政に活かす方策について」</p> <p>上記の課題について、次に掲げる項目に従って、A4用紙に1200字以内で記述してください。（ワープロ打ちでも可としますが、氏名は自署してください。）</p> <p>(1) 応募する職種に関する分野において、宮津市又は地方自治体を取り巻く現状・課題認識</p> <p>(2) (1)の現状・課題を踏まえ、自らの職務経験を宮津市政にどう活かしていきたいか</p>
-----	---

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、令和元年8月5日以後に診断されたものに限る。）

②個別面接

自らの職務経験や宮津市政への活かし方等について、プレゼンテーション方式で説明・提案していただきます。

③実技試験（学芸員のみ）

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次合格発表	10月上旬（予定）	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	10月下旬（予定）	

※ 電話による可否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登録し、必要に応じ採用します。なお、この名簿の有効期間は、令和3年3月31日までです。

6 採用予定年月日

令和2年4月1日

※ 既に基準学歴の学校を卒業している方又は資格職で既に資格を有する方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、令和元年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

提出書類	<p>《一般試験》</p> <p>①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き）</p> <p>②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書</p> <p>③最終学年までの成績証明書</p> <p>※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。</p> <p>④資格・免許状の写し（下記職種受験者のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保 健 師…保健師免許状の写し（取得見込みの方は受験申込時には不要） ・社会福祉士…社会福祉士資格の写し（取得見込みの方は受験申込時には不要） ・管理栄養士…管理栄養士資格の写し（取得見込みの方は受験申込時には不要） ・学 芸 員…学芸員資格の写し（取得見込みの方は受験申込時には不要） <p>⑤身体障害者手帳の写し（一般事務職（身体障害者対象）受験者のみ）</p>
------	--

	<p>《社会人試験》</p> <p>①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き）</p> <p>②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）</p> <p>③最終学年までの成績証明書</p> <p>※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出</p> <p>※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書を提出してください。</p> <p>④職務経歴書</p> <p>⑤資格・免許状の写し（下記職種受験者のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築技術職…1級又は2級建築士のいずれかの資格の写し ・土木技術職…1級土木施工管理技士又は技術士のいずれかの資格の写し ・保健師…保健師免許状の写し ・社会福祉士…社会福祉士資格の写し ・管理栄養士…管理栄養士資格の写し ・学芸員…学芸員資格の写し <p>⑥身体障害者手帳の写し（一般事務職（身体障害者対象）受験者のみ）</p>
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書きし、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、82円切手を貼ったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所総務部総務課職員係（本館3階）

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上提出することもできます。

(ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

8 受験申込みの受付期間

令和元年8月5日(月)から令和元年8月30日(金)まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、8月30日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、9月6日(金)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

9 給与等

(平成31年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	180,700円	161,300円	148,600円

※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合得点	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階（総務部総務課職員係） （土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
第2次試験		総合順位		

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 直通番号 (0772) 45-1603
 代表番号 (0772) 22-2121 内線231・232

【参 考】

地方公務員法第16条（抄）

- 成年被後見人又は被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図（略）

* * *

宮津市公告第16号

令和元年度宮津市職員採用試験【前期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和元年8月9日

宮津市長 城 崎 雅 文

第1次試験に合格した者の受験番号

A1004	A1008	A1011	A1014
A1015	A1018	A1020	
B2001	B2002	B2006	B2008
B2012	C3003		
H8001	K9051		

第2次試験の実施要領

- 1 個別面接
 - (1) 日時 令和元年8月24日（土）
 - (2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所
- 2 身体検査
健康診断書により行います。

* * *

宮津市公告第17号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和元年8月21日

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下揭示済）

* * *

宮津市公告第18号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和元年度農用地利用集積計画（令和元年8月8日付け宮農委第23号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和元年8月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 令和元年8月22日
至 令和元年9月5日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第19号

令和元年度宮津市職員採用試験【前期試験】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

令和元年8月28日

宮津市長 城崎雅文

受験番号

A1004

A1008

A1011

A1018

C3003

K9051

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第4号

令和元年第4回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月16日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

- 1 日時 令和元年8月20日（火）午前10時
- 2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第23号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和元年9月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

312人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第24号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年9月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

5,186人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第25号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和元年9月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2, 5 9 3 人

———— * * * ————

宮津市選挙管理委員会告示第26号

令和元年12月1日現在の、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録について、登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和元年9月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

1 登録を行う日 令和元年12月2日

———— * * * ————

宮津市選挙管理委員会告示第27号

次に掲げる告示は、第1号にあっては告示の日から廃止し、第2号にあっては令和3年3月31日をもって廃止する。

(1) 平成24年選管告示第12号

(2) 昭和61年選管告示第75号

令和元年9月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第4号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和元年8月2日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

1 日 時 令和元年8月8日（木） 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議題第13号 非農地証明交付申請の承認について

議題第14号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議題第15号 農用地利用配分計画に係る意見について